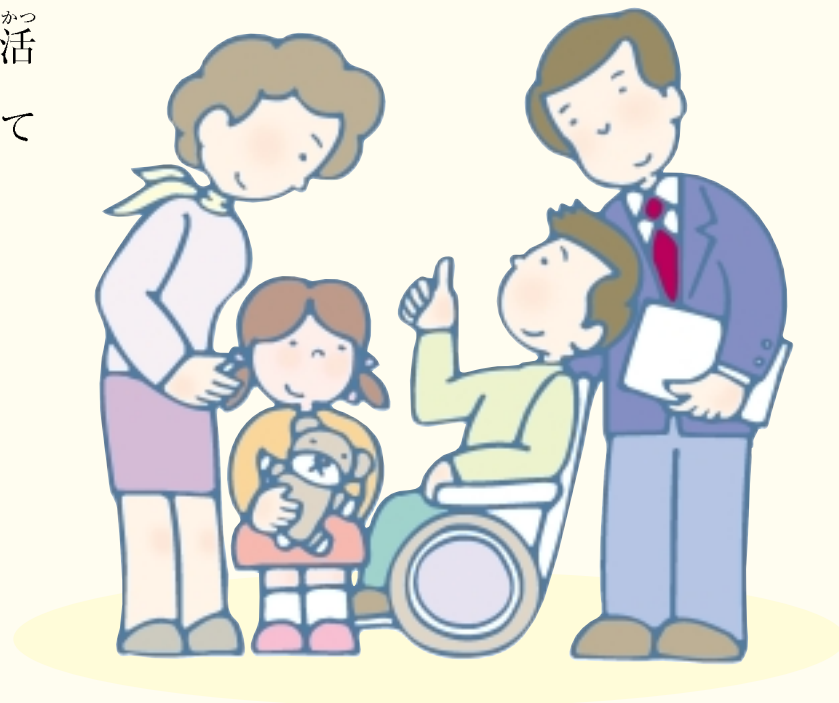


21世紀にふさわしい福祉サービス利用 制度—支援費制度がはじまります

●ノーマライゼーションの実現に向けて

～自立と社会参加を目指します～

障害のある人も障害のない人も、共にいきいきと暮らすことのできる社会を目指した「ノーマライゼーション」の考え方に基^{かんが}づいて、障害のある人が地域でその人らしく生活し、社会に参加していくことがとても大切です。



質問

いままで受けていたサービスが受けられなくなることはありませんか？

答え

あなたが希望すれば今までのように施設で生活できますし、ホームヘルプサービスなどを引き続き受けることができます。

●支援費制度の目指すもの

～自己決定・自己選択を尊重します～

今までは、あなたが施設やホームヘルプサービスを利用する場合、どの施設が良いか、どこのホームヘルパーさんが良いかなどを、役所が決めていました。平成15年4月からは、あなたが利用する施設やサービスを、自分で選べるようになります。



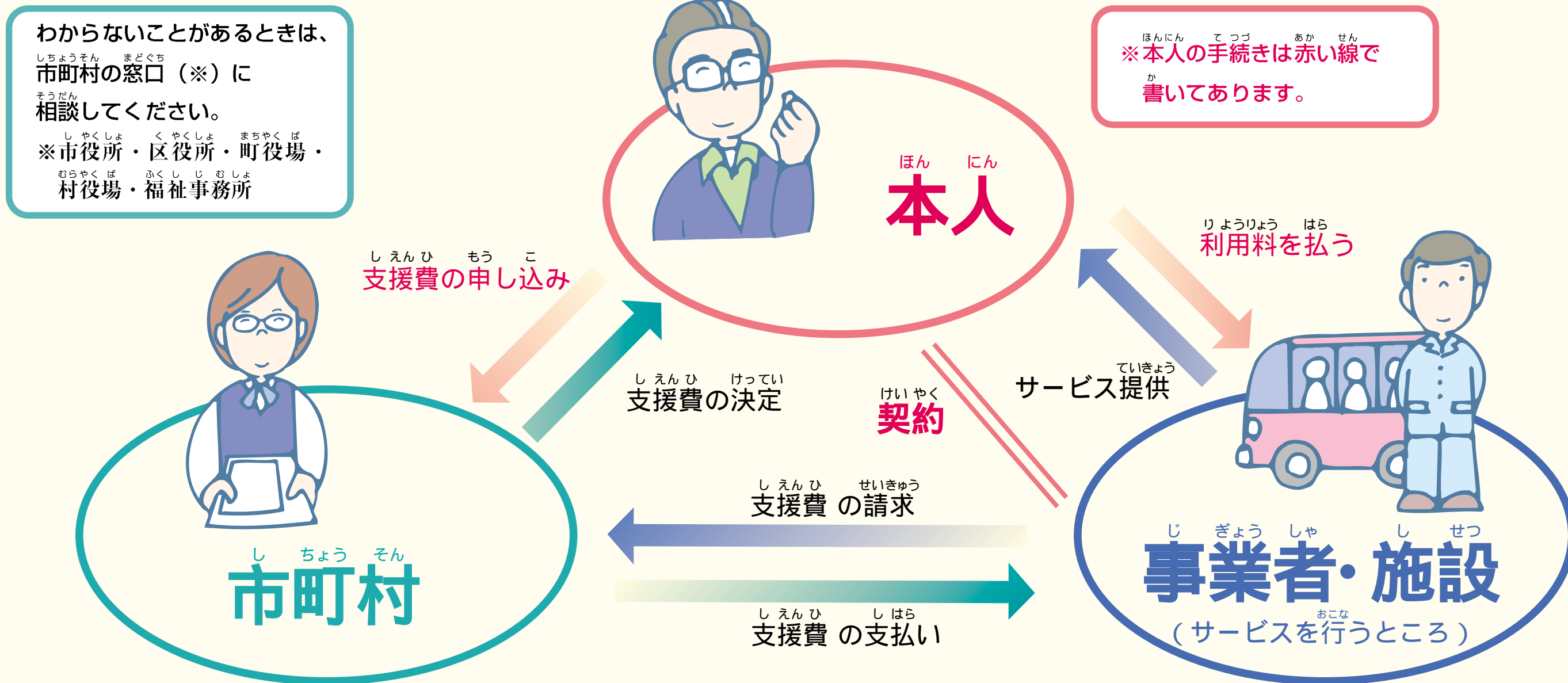
質問

支援費制度になると、今よりもお金の負担が増えるのですか？

答え

支援費制度では、サービスを利用するあなたや家族の収入によって、サービスを利用したときに支払うお金の額が決まります。支払うお金の額は、今とくらべて増えることのないように決めていきます。

支援費制度の仕組み



質問

現在、施設に入っている人はどうすればよいのでしょうか？

答え

あなたが、平成15年4月に施設に入っている場合は、平成16年3月までの間に、市町村に支援費の申し込みをしてください。

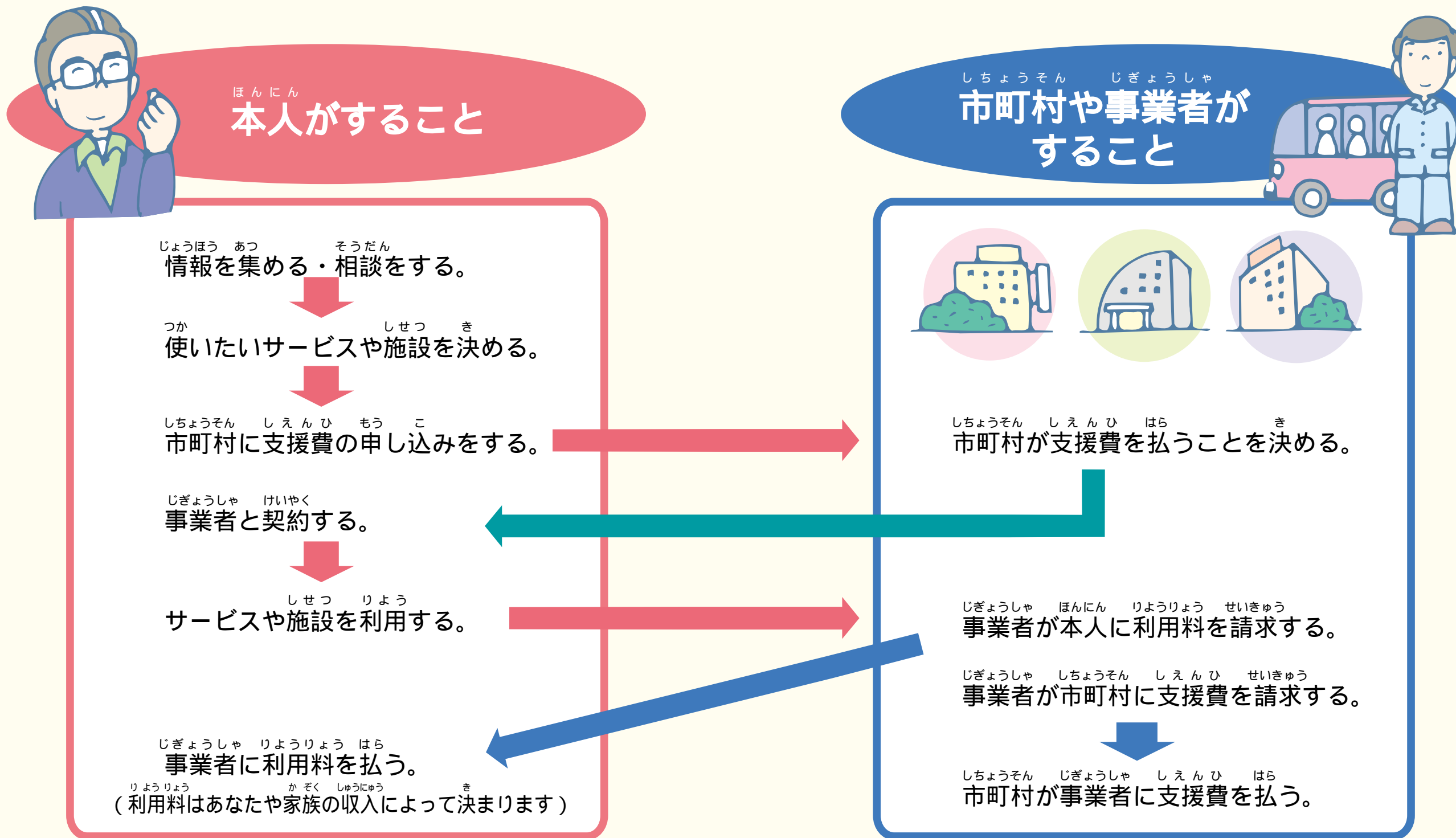
質問

支援費制度になったら、障害の重い人がサービスを利用できなくなりますか？

答え

市町村は、事業者・施設と連絡をとって、障害の重い人も、あなたの希望するサービスが受けられるよう話し合います。したがって、障害の重い人がサービスを利用できなくなることはありません。

支援費制度を利用するための手続き



相談できるところ



市役所・区役所・町役場・村役場・福祉事務所の窓口・
地域療育等支援事業の窓口・知的障害者相談員など

